

Q6-12 交際費の税務上の損金算入限度額について教えてください。

交際費とは、会社がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用をいいます。業務上直接支払った交際費で適切な証憑類を取得しているものについては、売上高、仕入高などを基準とした限度額までを損金として計上できます。なお、青色申告書の使用認可を受けているか、あるいは会計士の税務監査を受けている場合は、損金算入の枠が拡大されます。損金算入枠は下記の通りであり、これらの合計が損金算入限度額となります。

1. 仕入高ベース		
仕入高	税務監査を受けている者 または青色申告者	普通申告者
～NT\$30,000,000	仕入高の 0.2%	仕入高の 0.15%
NT\$30,000,001～NT\$150,000,000	仕入高の 0.15%+NT\$15,000	仕入高の 0.1%+NT\$15,000
NT\$150,000,001～NT\$600,000,000	仕入高の 0.1%+NT\$90,000	仕入高の 0.05%+NT\$90,000
NT\$600,000,001～	仕入高の 0.05%+NT\$390,000	仕入高の 0.025%+NT\$240,000

2. 売上高ベース		
売上高	税務監査を受けている者 または青色申告者	普通申告者
～NT\$30,000,000	売上高の 0.6%	売上高の 0.45%
NT\$30,000,001～NT\$150,000,000	売上高の 0.4%+NT\$60,000	売上高の 0.3%+NT\$45,000
NT\$150,000,001～NT\$600,000,000	売上高の 0.3%+NT\$210,000	売上高の 0.2%+NT\$195,000
NT\$600,000,001～	売上高の 0.15%+NT\$1,110,000	売上高の 0.1%+NT\$795,000

3. サービス売上高ベース		
役務収入額	税務監査を受けている者 または青色申告者	普通申告者
～NT\$9,000,000	役務収入の 1.2%	役務収入の 1%
NT\$9,000,001～NT\$45,000,000	役務収入の 0.8%+NT\$36,000	役務収入の 0.6%+NT\$36,000
NT\$45,000,001～	役務収入の 0.6%+NT\$126,000	役務収入の 0.4%+NT\$126,000

4. 運輸サービス売上高ベース		
運賃収入	税務監査を受けている者 または青色申告者	普通申告者
～NT\$30,000,000	運賃収入の 0.7%	運賃収入の 0.6%
NT\$30,000,001～NT\$150,000,000	運賃収入の 0.6%+NT\$30,000	運賃収入の 0.5%+NT\$30,000
NT\$150,000,001～	運賃収入の 0.5%+NT\$180,000	運賃収入の 0.4%+NT\$180,000

5. 外貨建て輸出取引を行う者

上記 1.～ 4.に加え、外貨収入の2%